21福障送第1061号

令和３年8月12日

障害福祉サービス等事業所の皆様へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　江戸川区福祉部長 森　淳子

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

事業所において陽性者が判明した場合の障害者福祉課への報告及び従業員の皆様への注意喚起について（依頼）

　日頃より、江戸川区の行政及び新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

　事業所において利用者または事業所の職員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判定を受けた場合には、事業者支援係へすみやかにご一報いただきますよう、改めてお願いいたします。

　確認事項を別紙にまとめましたので、内容を把握したうえで、事業者支援係への報告していただきますようお願いいたします。なお、全ての聞き取り事項の把握ができていない場合でも、まずはご一報くださいますようお願いいたします。

　また、事業所での感染が今までに例をみないほど急増しております。今一度、職員が発熱等の自覚症状を感じたら、医療機関への受診と、事業所への連絡を徹底するよう重ねてお願いいたします。職員がPCR検査の陽性の判定を受けた後に事業所に報告した事例があり、事業所の初期対応が遅れた事例がございます。

　職員等が新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、医療機関に受診しPCR検査を受ける際には、すみやかな利用者への連絡及び事業所の一時休業も含めて検討していただくようにお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限のご配慮をお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜問い合わせ先＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　江戸川区 福祉部 障害者福祉課 事業者支援係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話（５６６２）０７１２